神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年 3月23日

神河町長 山 名 宗 悟

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 神河町 大河地区 (大河)
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年 2月 2日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ◆経営体数 法 人 0経営体 個 人 1経営体 集落営農 1組織
- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 - ◆担い手は、十分確保確保されている。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・対象地域の農地所有者は、営農組合法人化後、農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

大河営農組合を中心に水稲、麦、小豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、経営規模拡大を目指す。また、農地を集約することで、効率的な営農を展開し、生産性を向上させるとともに、生産費のコストダウンを図る。

【担い手について】

現在、大河営農組合は、特定農業団体で、今後,経営の安定、地域農業を守るために、 法人化を目指す。また、山下一男氏については、現在、施設及び路地栽培で野菜を中心に

経営を行っている。今後は、認定農業者を目指す。

【農地の出し手】)

中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付けに協力する。また、他の農家と利用権を結ばれている農地の所有者は、出来るだけ、中心経営体への移行を検討する。

【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金及び中山間地域直接支払い交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー:鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金